

全国健康関係主管課長会議資料

厚生労働省健康・生活衛生局
生 活 衛 生 課

目次

1	生活衛生関係営業等への支援について	1-1
2	生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律について	2-1
3	違法民泊対策の取組について	3-1
4	公衆浴場や旅館業の共同浴室における男女の取扱いについて	4-1
5	入浴施設におけるレジオネラ対策等について	5-1
6	理容師法・美容師法について	6-1
7	美容師の養成のあり方に関する検討会について	7-1
8	通信課程における授業方法等の基準について	8-1
9	クリーニング師研修等の受講の促進について	9-1
10	クリーニング所における衛生管理要領の一部改正について	10-1
11	都道府県生活衛生営業指導センターについて	11-1
12	生活衛生同業組合活動推進月間の推進について	12-1
13	標準営業約款の周知について	13-1
14	生活衛生同業組合の振興計画の認定事務について	14-1
15	災害に係る被災者への支援体制の整備及び災害発生時の生活衛生関係に関する状況把握・報告について	15-1
16	食品衛生法における営業許可と生活衛生同業組合員の要件について	16-1
17	建築物衛生について	17-1
18	墓地、納骨堂等の経営・管理について	18-1
19	火葬場の経営・管理について	19-1
20	広域火葬体制の整備について	20-1
21	火葬等許可事務システムの標準化について	21-1
22	デジタル化関係について	22-1

1 生活衛生関係事業者への支援について

(1) 従前の経緯

- 生活衛生関係事業者については、大半が経営基盤の脆弱な中小零細事業者であり、エネルギー価格・物価高騰等の影響により、経営状況が厳しいものと考えられる。
- 各地方自治体においては、「デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）」を受けて重点支援地方交付金の積み増しが行われ、地域の実情を踏まえて、生活衛生関係事業者への必要な支援を引き続き行っている。

(2) 都道府県等に対する要請

- エネルギー価格・物価高騰等の影響が続く中で、生活衛生関係営業の衛生水準の確保等に資するよう、各地方自治体において、生衛組合と一層の連携を図り、生活衛生関係事業者への支援について、引き続き御協力をお願いする。
- また、入浴料金が定められている公衆浴場については、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」（昭和56年法律第68号）第6条において、所要の助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとされており、引き続き御協力をお願いする。
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）において、障害のある人からの申出があった場合の「合理的配慮の提供」が令和6年4月1日より義務化される。また、これらの改正を受け、衛生事業者向けガイドラインを改定し、今年度中に送付予定である。都道府県においても障害者や生活衛生関係事業者からの相談等を受けることも考えられる。その際、都道府県と都道府県生活衛生営業指導センターの連携・協力が必要となる場合も考えられるため、引き続き、御協力をお願いしたい。
- 令和6年1月に発生した能登半島地震により被害を受けた生活衛生関係事業者については、1月25日に閣議決定された「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」において、日本政策金融公庫における新たな特別貸付の創設や個別事業者の実情に応じた既往債務の返済条件の緩和等の要請を行っている。直接的被害のほか、間接被害、風評被害も含むため、対象の生活衛生関係事業者への活用の促進をお願いする。

2 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律について

(1) 従前の経緯【資料1】

- 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「改正法」という。）については、第211回国会（通常国会）において、政府案を一部修正の上、令和5年6月7日に可決成立し、同月14日に公布され、同年12月13日に施行されている。
- 改正法では、旅館業の施設における感染防止対策の充実、カスタマーハラスメントへの対応、差別防止の更なる徹底等を規定するとともに、生活衛生関係営業者等が必要に応じて円滑に事業譲渡を行うことができるよう営業者の地位の承継について規定している。
- また、令和5年度に開催した「改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会」及び「改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会ワーキンググループ」において、感染症患者、障害者等の旅館業の施設の利用者からも意見を聴取した上で、旅館業の施設において特定感染症の感染防止に必要な協力の求めを行う場合の留意事項並びに宿泊拒否制限及び差別防止に関する指針（令和5年11月15日厚生労働大臣決定）を策定するとともに、政省令及び通知の改正等を行った。

(2) 都道府県等に対する要請

- 都道府県等におかれては、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の公布について（令和5年6月14日生食発0614第2号）、旅館業法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について（令和5年8月3日生食発0803第1号）、旅館業法施行令等の一部を改正する政令等の公布等について（令和5年11月15日健生発1115第4号、医政発1115第19号、感発1115第3号）、旅館業における衛生等管理要領の一部改正について（令和5年11月15日健生発1115第5号）及び生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定による記録様式のサンプル等について（令和5年12月13日事務連絡）において記載した内容を踏まえ、貴管下営業者に対する周知徹底及び指導等について、遺漏なきよう適切な対応をお願いする。

3 違法民泊対策の取組について

(1) 従前の経緯【資料2】

- 住宅宿泊事業法・改正旅館業法施行前（平成30年3月末）と比べ、旅館業法違反のおそれがあると把握している事案は、令和4年3月末時点で193件と大幅に減少しているものの、依然として一定数存在している。

(2) 都道府県等に対する要請

- 厚生労働省においては、観光庁と連携の上、地方自治体の取締り対策に資するFAQを改訂するほか、厚生労働省HPの「旅館業のページ」に違法民泊取締り事例や、違法民泊をなくすための啓発メッセージ（16カ国語の宿泊者向け、事業者向け）を掲載する等の取組を実施している。
- 地方自治体におかれても、引き続き、観光部局とも連携して、違法民泊の取締りの徹底をお願いしたい。また、効果的な違法民泊対策等があれば、厚生労働省に情報提供いただきたい。
- 民泊制度運営システムの更新のため、都道府県等においては、毎月、旅館業法許可物件について、厚生労働省あて毎月15日前後を目途に報告いただいているところ。今年1月より確認作業の一部をRPA化（手動で行っていた作業を自動化）し、迅速な情報把握、作業効率化を図っている。今後とも御協力をお願いしたい。

4 公衆浴場や旅館業の共同浴室における男女の取扱いについて

(1) 従前の経緯

- 公衆浴場や旅館業の共同浴場については、「公衆浴場における衛生等管理要領」及び「旅館業における衛生等管理要領」において、「おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと」などと定めている。
- これらの要領でいう男女とは、風紀の観点から混浴禁止を定めている趣旨から、身体的な特徴をもって判断するものであり、浴場業及び旅館業の営業者は、例えば、体は男性、心は女性の者が女湯に入らないようにする必要がある。
- 厚生労働省としては、これらの考え方について、「公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて」（令和5年6月23日薬生衛発0623第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）によりお示ししているところ。

(2) 都道府県等に対する要請

- 本通知の趣旨を御了知の上、引き続き、貴管内の浴場業及び旅館業の営業者に対する周知や指導等をお願いする。

5 入浴施設におけるレジオネラ対策等について

(1) 従前の経緯

- これまで、公衆浴場や旅館業施設におけるレジオネラ対策について、「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知）、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」（平成13年9月11日健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長通知。平成27年3月31日一部改正）等をお示ししているところ。
- 令和4年度は、レジオネラ症による死亡事例のほか、旅館業の入浴施設において不適切な衛生管理がなされた上で、行政に虚偽報告が行われた事例があった。
- 令和5年度も、複数の公衆浴場や旅館業の共同浴室において、レジオネラ菌が検出される事例が発生している。

(2) 都道府県等に対する要請

- 営業者については、衛生上の危険を防止し、利用者に対して安全なサービスを提供することが求められており、レジオネラの防止対策をはじめ、必要な衛生措置を講じなければならないこととされている。
- 引き続き、「公衆浴場における衛生等管理要領等について」、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」等を踏まえ、貴管内の営業者に対して、レジオネラの防止対策やコンプライアンスの遵守について、周知徹底いただきたい。
- なお、衛生等管理要領等は都道府県等への技術的助言であり、都道府県等が、地域の実情を踏まえ、要領等とは異なる内容の基準を条例等で定めることは可能である。

6 理容師法・美容師法について

(1) 従前の経緯

- 理容師法第6条の規定により、理容師でなければ、理容を業としてはならないこととされ、また、美容師法第6条の規定により、美容師でなければ、美容を業としてはならないこととされている。

また、「美容師法等の施行について」（昭和32年2月13日厚生省発衛第29号厚生事務次官通知）等により、無免許者が美容又は理容を業として行うことのないよう指導の徹底に努められたいこと等をお示ししている。

- ・「美容師法等の施行について」（昭和32年2月13日厚生省発衛第29号厚生事務次官通知）

第二 運用上留意すべき事項

- 一 美容師及び理容師の免許関係の規定の整備された所以は、美容師及び理容師の資質の向上を期せんがためであるから、その厳正な執行を期するとともに、いやしくも、無免許者が美容又は理容を業として行うことのないよう指導の徹底に努められたいこと。

- 出張理容・出張美容の衛生を確保等するため、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知。以下「要領」という。）を示している。

高齢化により、今後も出張理容・出張美容に対する需要の増加が見込まれることを踏まえ、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について（再周知）」（令和元年10月16日付け薬生衛発1016第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）において、要領の再周知等を依頼した。

さらに、「出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況等について（情報提供）」（令和3年12月27日付け薬生衛発1227第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）を発出し、条例等の制定状況について情報提供を行った。

- 平成29年8月に、産業競争力強化法に基づくグレーゾーン解消制度において、フォトウェディング等におけるヘアメイクサービスの取扱いについて、以下の回答を行った。

i) 結婚式に先立つリハーサル（式の2週間前程度）におけるヘアメイクサービスの提供について、2週間程度前のリハーサルは、通常時間的制約があるとは言えないため、施行令第4条第2号に規定する儀式の直前に該当するとは考えられず、また、通常リハーサルは社会通念上の「儀式」とは言えないことから、iの事業は同条第2号の特例に含まれないものと解する。

ii) 挙式をせず記念写真の撮影のみを行うフォトウェディングにおけるヘアメイクサービスの提供について、当該事業の主目的は、「記念として写真

を撮る」ことと考えられることから、同条第2号に規定する「婚礼その他の儀式」に含まれないものと解する。

(2) 都道府県等に対する要請

- 理容師でなければ理容を業としてはならないこと、美容師でなければ美容を業としてはならないことについて改めて周知するとともに、無免許者が美容又は理容を業として行うことのないよう指導に努めるようお願いする。
- 出張理容・出張美容の衛生を確保するため、出張理容・出張美容の実施主体に対し、要領について改めて周知いただきたい。出張理容・出張美容を行う者に対する衛生の確保のための指導等は、必要に応じて条例や要綱等を制定する等して行っていただきたい。
- 令和2年度第7回規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)において、出張理容・出張美容業務の申請の簡素化が求められていることから、条例や要綱等を制定する際には、許可申請等の事業者に提出を求める書類について改めて精査していただきたい。また、既に制定している自治体におかれては、この趣旨を踏まえ、必要な検討を行っていただきたい。
- 出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所の開設者に限定しない場合には、これらの者以外が出張理容・出張美容を行う場合において、要領に基づく衛生措置が確保されるよう、ホームページ等により出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置や衛生上の問題が生じた場合の相談先の周知を図るとともに、必要に応じて営業者の名称、営業区域、従業員等について把握等するための条例や要綱等を制定する等して、衛生の確保のための指導に遺漏なきを期されたい。
- フォトウェディング等におけるヘアメイクサービスの取扱いについては、平成29年8月のグレーゾーン解消制度の回答を確認していただきたい。

7 美容師の養成のあり方に関する検討会について

(1) 従前の経緯

- 美容師の養成制度について、令和3年7月の規制改革推進会議投資等ワーキンググループの議論を踏まえ、厚生労働省の「美容師の養成のあり方に関する検討会」で検討を行い、令和5年7月に『「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応』（以下「令和5年度以降の対応」という。）を取りまとめた。

- 令和5年度以降の対応の中で、美容師養成施設における
 - ・ まつ毛エクステンションの教育状況
 - ・ オールウェーブセッティングの教育状況
 - ・ 美容実習（必修課目）の教育状況
 - ・ 美容所にて行う実務実習の実施状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表することとされている。令和5年度については、「美容師養成施設の教育状況等に関する実態調査について（依頼）」（令和5年11月17日厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課事務連絡）により、都道府県を通じて調査を実施しているところ。

- また、令和4年8月に厚生労働省から、「美容師養成の改善について」（令和4年8月29日生食発0829第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。以下「改善通知」という。）を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、美容師養成施設における美容実習の網羅的な実施やオールウェーブセッティングの意義や将来の活用場面も含めた教育、まつ毛エクステンションを含めた基本的な知識・技術の教育等が徹底されるよう周知している。

(2) 都道府県に対する要請

- 美容師養成施設におけるまつ毛エクステンション等の教育状況について、令和5年度調査分をとりまとめた後、各都道府県に調査結果を共有することとしているため、各都道府県におかれては、貴管内の美容師養成施設に対する周知をお願いするとともに、令和6年度以降の調査についても、調査への協力をよろしく願います。

- 本調査結果や改善通知の趣旨を踏まえ、美容師養成施設における美容実習の網羅的な実施やオールウェーブセッティングの意義や将来の活用場面も含めた教育、まつ毛エクステンションを含めた基本的な知識・技術の教育等が徹底されるよう周知をお願いする。

8 通信課程における授業方法等の基準について

(1) 従前の経緯

- 理容師養成施設及び美容師養成施設（以下「施設」という。）については、理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号）第2条第3項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第4項の規定において、通信課程を行うことができる施設に関する規定があり、通信課程における授業方法等は、理容師養成施設指定規則第4条第1項第3号ホ及び美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号）第3条第1項第3号ホの規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める基準によるとしている。
- 通信課程の授業方法は、理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準（平成20年厚生労働省告示第42号）及び美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準（平成20年厚生労働省告示第47号）（以下「基準告示」という。）において、①教材を送付又は指定し、主としてこれにより学習させる授業（通信授業）、②施設の校舎における講義、演習、実験又は実技による授業（面接事業）の併用により行うとされている。
- このうち、面接授業については、120単位以上の履修が必要とされているが、理容所（美容所）に常勤で従事している者である生徒については、60単位以上の履修で足りるとされている。
- 平成29年の制度改正に際し、面接授業の取扱いについては、基準告示の運用を示した「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用について」（平成27年3月31日健発0331第15号厚生労働省健康局長通知。平成29年7月10日一部改正）及び「美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用について」（平成27年3月31日健発0331第16号厚生労働省健康局長通知。平成29年7月10日一部改正）において、「…理容所（美容所）に常勤として補助的な作業に従事している者である生徒に対する面接授業の単位（時間）数の取り扱いについては、平成39年度までに一般の生徒と同基準とすることとしている。」とされている。

(2) 都道府県等に対する要請

- 理容所（美容所）に常勤で従事している者である生徒の面接授業について、令和9年度の入学生から、一般の生徒（「常勤で従事している者」以外の生徒）と同基準とすることとしており、今後、関連する告示等の見直しを行う予定である。今後、必要に応じて当課から情報提供を行っていくので、都道府県におかれては、関連する事項の把握や対応の検討等、準備を行っていただくようお願いする。

9 クリーニング師研修等の受講の促進について

(1) 従前の経緯

- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習については、クリーニング業法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 35 号）に基づき、「3 年を超えない期間ごとに」研修等を受けることとされているが、受講率は低い水準となっている。
- 「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受講促進について」（令和 5 年 5 月 31 日薬生衛発 0531 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）において、研修等が適切に実施されるよう受講勧奨を依頼している。

(2) 都道府県に対する要請

- クリーニング師研修等の受講について、営業者等に対する周知を徹底すること等により、研修等の適正な実施をお願いする。
- 研修等の受講率を向上させるため、受講勧奨の中心的役割を担う都道府県生活衛生営業指導センターに対して、クリーニング師に関する名簿情報（登録番号、氏名、住所）等の提供をお願いする。
なお、当該情報については、各年度末又は年度当初にご提供いただきたい。
また、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係条例等の適用に当たっては、本事業の趣旨、目的及び情報を管理する法人等の特性について十分斟酌の上、特段の御配慮をお願いする。
- 既に情報提供に対応いただいている都道府県におかれては、提供いただく名簿情報と実態に乖離がある場合があることから、クリーニング所の廃止、クリーニング師の死亡に伴う免許の返納等を適切に名簿に反映されるようお願いする。
- 「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受講促進について」において、第 2 型研修及び講習の活用も積極的に進めることを求めているところであり、引き続き対応をお願いする。

10 クリーニング所における衛生管理要領の一部改正について

(1) 従前の経緯

- クリーニング業法（昭和25年5月27日法律第207号）第3条の2第1項において、営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければならないとされているほか、同条第2項において、営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、厚生労働省令で定めるところにより、利用者に対し、苦情の申出先を明示しなければならないとされている。

また、「クリーニングにおける消費者保護の徹底について」（平成26年7月24日健衛発0724第1号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）等により、インターネット等を利用する事業者については、苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び連絡先を明示するとともに、利用者からの苦情等に対し適切な対応に努めるよう、各都道府県等に対して、指導の徹底に努めることをお示ししている。

- 近年、洗濯物の受取時期、洗濯物の点数等により、受け取り後に一定の期間が経過してからクリーニングを実施するなど、クリーニング業界におけるサービスが多様化している状況となっており、「クリーニング所における衛生管理要領の一部改正について」（令和5年8月31日生食発0831第23号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）により、クリーニング業法第3条の2の規定に基づき、クリーニング業を営む者に義務づけられている利用者に対する洗濯物の処理方法等の説明などの留意事項を改めてお示したところ。

(2) 都道府県等に対する要請

- クリーニング業法は、クリーニング業に対して、公衆衛生等の見地から必要な指導及び取締りを行い、もってその経営を公共の福祉に適合させるとともに、利用者の利益の擁護を図ることを目的としている。
- 引き続き、貴管内のクリーニング業の営業者に対し、クリーニング業法の目的や「クリーニング所における衛生管理要領の一部改正について」等の趣旨を踏まえ、クリーニング業法第3条の2の規定に基づく、利用者に対する洗濯物の処理方法等の説明や苦情の申出先の明示が行われるよう、指導の徹底をよろしく願います。

1 1 都道府県生活衛生営業指導センターについて

(1) 従前の経緯

- エネルギー価格・物価高騰により、厳しい状況にある生活衛生関係業者への衛生指導や経営相談・支援へのニーズは高く、生活衛生関係業者に対して、都道府県生活衛生営業指導センターや生活衛生同業組合の経営指導員、経営特別相談員及び外部の専門家として中小企業診断士や税理士等が、経営における課題、経営改善、衛生、融資、補助、税制、労務管理等の相談等の伴走型支援を実施している。

(2) 都道府県に対する要請

- 都道府県生活衛生営業指導センターは、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）に基づき、都道府県の生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上等を目的として都道府県知事から指定される公益財団法人であり、生活衛生関係業者の衛生水準の維持向上や経営相談・指導等において、重要な役割を担っていることを各都道府県においても改めて認知いただきたい。
- 都道府県においては、生活衛生関係業者への支援策の実施や災害対応等での情報伝達等の効果的な実施のために、都道府県生活衛生営業指導センターと連携・協力体制を図っていただいているところであるが、引き続き、体制の構築をお願いする。
- 令和 6 年度税制改正案において、
 - ・ 交際費課税の特例措置の拡充・延長（法人税、法人住民税、事業税）
 - ・ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長（所得税、法人税、個人住民税、歩人住民税、事業税）
 - ・ 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長（不動産取得税）
 - ・ 法人版及び個人版事業承継税制に係る承継計画の提出期限の延長（相続税、贈与税）
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長（印紙税）等について、所要の見直しや、適用期限の延長を行うこととしている。
また、生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設※の整備等に係る特別償却制度については、令和 7 年 3 月末が適用期限となる。
このため、生活衛生関係業者が活用できる税制措置の周知に加えて、各組合における組合員の事業の円滑化や効率化等の推進に向けた共同利用施設の整備についての働きかけについても積極的に行われるよう、経営指導員、経営特別相談員及び外部の専門家に対する適切な支援方よろしく願う。

※ 共同利用施設の主な例：組合会館、共同研修施設、共同スタジオ、オンライン会議システム、クリーニングの共同工場、共同調理施設、共同配送車両、共同倉庫、共同冷凍・冷蔵設備 等

○ エネルギー価格・物価高騰の影響により、生活衛生関係事業者の経営環境等が厳しさを増す中、都道府県生活衛生営業指導センターの果たす役割と期待は一層高いものとなっている。都道府県におかれては、引き続き都道府県生活衛生営業指導センターにおいて適切な活動が図られるよう、充実した支援をお願いしたい。

1 2 生活衛生同業組合活動推進月間の推進について

(1) 従前の経緯

- 生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき、自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るために設立された組織であり、衛生施設の改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導する役割を担っていることから、生衛組合を通じた同業者のネットワークは、衛生行政の推進における重要な基盤となっている。
- 生衛組合に対する意識の希薄化、組織基盤の脆弱化も否めない状況にあることから、平成 23 年度以降、生活衛生課長通知を発出し、生衛組合の活動に関して配慮をお願いしている。
- こうした中、より一層、生衛組合の活動の推進等の機運を全国的に高めていくための方策として、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会において、平成 26 年度から毎年 11 月を「生活衛生同業組合活動推進月間」（以下「月間」という。）として定め、全国・都道府県生活衛生営業指導センター、関係機関及び関係団体の連携のもとに、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組を重点的に展開している。

(2) 今後の取組

- 月間の事業活動目標については、①衛生基準の遵守に向けた生衛業者による自主点検活動等の衛生活動の推進、②生衛組合に関する広報・啓発の推進、③生衛組合を中心としたネットワークの拡充、④若手・後継者等の人材育成及び若手による組合活動の活性化、⑤事業者、消費者及び行政等の関係機関による連携・対話の推進の 5 項目を重点活動項目とした取組を実施しており、内容については随時見直しを行っていく予定である。

(3) 都道府県等に対する要請

- 各都道府県の関係各位の御協力により、令和 5 年度の月間の活動が行われたことについて感謝申し上げるとともに、引き続き、営業許可申請等各種申請や届出、研修会等の様々な機会を捉え、新規業者をはじめとする組合未加入の事業者に対して生衛組合に関する情報提供や加入案内等を行うとともに、生衛組合に対する情報提供及び周知広報への御配慮をお願いする。

1 3 標準営業約款の周知について

(1) 従前の経緯

- 標準営業約款制度は、国民の日常生活に密接に関連する生衛業が提供するサービスや技術、設備の内容等を適正かつ明確に表示することにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の選択の利便性を図ることを目的として、(公財) 全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の指定する業種について、当該業種ごとに、厚生労働大臣の認可を受けて、営業方法又は取引条件等を内容とする標準営業約款を定めるものである。現在、クリーニング業(昭和58年3月26日認可)、理容業(昭和59年10月18日認可)、美容業(昭和59年10月18日認可)、めん類飲食店営業(平成17年1月21日認可)及び一般飲食店営業(平成17年1月21日認可)の5業種において標準営業約款が設定されている。
- 全国・都道府県生活衛生営業指導センターにおいて、毎年11月を「標準営業約款普及登録促進月間」(以下「促進月間」という。)として定め、関係機関及び関係団体の連携のもとに、制度の普及・啓発等を行っている。また、生活衛生課長通知を発出し、本制度の普及・啓発に関して協力をお願いしている。

(2) 今後の取組

- 促進月間について、今後も継続していく予定である。

(3) 都道府県等に対する要請

- 各都道府県の関係各位の御協力により、令和5年度の促進月間の活動が行われたことについて感謝申し上げますとともに、標準営業約款の登録店舗数が減少傾向にあること等を踏まえ、引き続き、営業者に対する登録促進及び利用者に対する標準営業約款制度の周知について、御協力をお願いする。

1 4 生活衛生同業組合の振興計画の認定事務について

(1) 従前の経緯

- 各生衛組合が策定する振興計画の認定等については、「生活衛生関係営業の振興計画の認定等の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日健衛発 0331 第 12 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）（以下「通知」という。）に基づき実施いただいている。

(2) 今後の取組

- 令和 5 年度中に、以下の 3 つの振興指針の改正を行う予定である。
 - ・ 理容業の振興指針
 - ・ 美容業の振興指針
 - ・ クリーニング業の振興指針

(3) 都道府県等に対する要請

- 振興指針の改正の告示後、各生衛組合において、振興計画の変更認定申請を行うこととなる。各都道府県担当部局においても、変更認定申請等が円滑に行われるよう、貴管下の生衛組合に対する指導をよろしく願います。
- 各生衛組合においては、事業年度経過後 3 か月以内に振興計画の実施状況について報告書※を提出することとなっている。各都道府県担当部局においても、報告書の提出が円滑に行われるよう、貴管下の生衛組合に対する指導をよろしく願います。

※ 振興計画の 1 年目から 3 年目までの業種の生衛組合は、通知の様式第 3 を提出。振興計画の 4 年目及び 5 年目の業種の生衛組合は、通知の様式第 3 に加え、様式第 4 を提出。

15 災害に係る被災者への支援体制の整備及び災害発生時の生活衛生関係に関する状況把握・報告について

(1) 従前の経緯

- 近年、震災や水害等、広域な大規模災害が頻発しており、令和5年度には、令和6年能登半島地震による災害などが発生している。
- 災害発生時には、被災自治体に対して、必要に応じて、被災者等の要援護者への緊急対応について生衛組合との連絡調整、火葬場や生活衛生関係営業者の被害状況の把握及び当課への報告についてお願いしている。
- 災害発生時には、生活衛生同業組合連合会に対して、必要に応じて、被災地支援のための情報提供を行う。

(2) 都道府県等に対する要請

- 災害発生時に円滑に入浴支援や宿泊支援などを行うため、平時から管内市区町村、関係機関、関係部局等と調整し、支援の実施手順や災害救助法適用時の事務手順等の確認を行っておくようお願いする。
- 災害発生時には、被災自治体に対して、火葬場や生活衛生関係営業者の被害状況の把握及び当課への報告を依頼するので、その際は御協力いただくようお願いする。

16 食品衛生法における営業許可と生活衛生同業組合員の要件について

(1) 従前の経緯

- 令和3年6月1日の食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の完全施行に伴い、食品衛生法（昭和22年法律第233号）における営業許可業種の再編が行われ、完全施行後に営業許可を取得した場合には、これまで複数の営業許可が必要とされた営業について、「一施設一許可の原則」に基づき、1種類の許可で営業が可能となる場合がある。
- 他方、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律では、生活衛生同業組合員の要件として、同法第2条第1号に「飲食店、喫茶店、食肉の販売又は氷雪の販売に係る営業で、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けて営むもの又は同法第57条第1項の規定による届出をして営むもの」（以下「組合員要件」という。）と規定されており、営業者によっては、食品衛生法における「一施設一許可の原則」の観点からは不要であっても、組合員要件を満たすために、食品衛生法における飲食店営業又は食肉販売業の許可の取得が必要となる場合がある。

(2) 都道府県等に対する要請

- 組合員要件と食品衛生法令における許可・届出業種の関係について、引き続き御了知いただきたい。
- 飲食店（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項第1号に規定する「喫茶店」を含む。）又は食肉販売に係る営業について、食品衛生法上は許可の取得が不要とされる場合であっても、組合員要件を満たすことを目的として、申請者が追加的に飲食店営業又は食肉販売業の許可取得を希望し、営業施設が施設基準に適合すると認められるときは、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律が生活衛生関係営業の振興等を通じた衛生水準の向上を趣旨とすることを踏まえ、食品衛生法第55条第2項の規定に基づき対応いただくようお願いしたい（「食品衛生法における営業許可と生活衛生同業組合員の要件について」（令和3年7月16日付け事務連絡）参照。）。

17 建築物衛生について

(1) ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインについて

① 従前の経緯

- 厚生労働省では、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」を踏まえ、各省庁や地方自治体に対して、ビルメンテナンス業務の発注事務を適正に実施していただくようお願いしているが、予定価格の設定において、最新の「建築保全業務労務単価」を活用することや、最低賃金額の改定、労務単価、資材・機材等の価格変動に伴う適切な契約金額の変更等を盛り込む形で、同ガイドラインを改正したところである(令和5年4月28日付け厚生労働省大臣官房生活衛生食品安全審議官通知別添)。
- また、令和5年8月には、「最低賃金額の改定に伴うビルメンテナンス業務に関する契約金額の変更について(通知)」(令和5年8月30日付け生活衛生課長通知)を発出し、最低賃金額が引き上げられた場合や、これらの状況を踏まえた受注者からの契約金額の見直しの申出があった場合には、ガイドラインに基づき、適切な価格により単価を見直すことで契約金額を変更することを検討するよう依頼した。
- なお、最低制限価格制度の最低制限価格、低入札価格調査制度の調査基準価格、調査方法等について、公共工事を参考にして、ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務を担当する職員のためのマニュアル(案)を作成できないか検討することとしている。
- さらに、労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針である「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)」が公表されており、厚生労働省では指針の周知等に取り組んでいるところである。

② 今後の取組

- 国土交通省から、令和6年度建築保全業務労務単価が公表された後、昨年度と同様にその活用を依頼する通知を発出する予定である。
- 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会(以下「協会」という。)との共催により、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に関するオンライン講習会を開催することとしている。

- また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」については、継続的に周知に取り組むとともに、同指針の取り組み状況等に関するフォローアップをしていくこととしている。

③ 都道府県等に対する要請

- 都道府県、市町村の契約担当部署においては、ビルメンテナンス業務の公共調達において、令和6年度の予定価格は、令和6年度建築保全業務労務単価を活用するようお願いする。また、年度途中において、最低賃金の引上げ、物価高騰等が生じた場合は、適切な価格で単価を見直して契約金額を変更することを検討するようお願いする。このほか、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」に基づき、引き続き、適切な対応をお願いする。

また、都道府県、市町村の契約担当部署は、公共調達の発注者の立場でもあることから、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）」で挙げられている「発注者として採るべき行動/求められる行動」をとっていただくようお願いする。

- 今後、ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の状況等について調査を行う予定であり、その際は御協力をお願いする。
- 都道府県の建築物衛生法令の所管部署においては、契約担当部署や管内の市町村等から、同ガイドラインに基づき仕様書の作成、競争参加資格の設定、実施業者の業務履行状況の確認等に当たって、「建築物環境衛生管理基準」、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の都道府県知事登録制度」等について技術的な支援（情報提供等）が求められることも考えられるため、適切に御助言いただく等の御協力をお願いする。

（2）新たな外国人材受入（ビルクリーニング分野）について

① 従前の経緯

- 生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材確保が困難な産業上の分野については、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる仕組み（特定技能制度）が構築され、ビルクリーニング分野においても、特定技能外国人の受入れが可能となっている。また、令和5年6月9日の閣議決定を以て、特定技能2号を2分野から11分野（ビルクリーニング分野を含む。）に拡大されている。

② 今後の取組

- 特定技能外国人に係る国内試験を行うとともに、試験実施環境が整った国

において国外試験を実施し、特定技能外国人の受入れを進めていく。

- また、厚生労働省内に設置している「ビルクリーニング分野特定技能協議会」等において、特定技能制度の趣旨や優良事例の周知、大都市圏等への集中回避に係る対応策等について、引き続き協議することとしている。

③ 都道府県等に対する要請

- 特定技能外国人等に係る問い合わせがあった場合は、制度全般、入国・在留手続き等については、法務省（出入国在留管理庁及び地方出入国在留管理局）を、ビルクリーニング分野特有の事項（分野別運用方針、分野別運用方針に係る運用要領等）については、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課などをお問い合わせ先として御案内いただきたい。

なお、ビルクリーニング分野では、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業又は第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録（以下「知事登録」という。）を受けた営業所において、特定技能外国人を受け入れることを要件としていることから、上記事業登録の申請について事業者から相談があった場合はご対応をお願いします。

(3) 旅館業の施設等におけるトコジラミ対策に関する周知徹底について

① 従前の経緯

- トコジラミに関する相談件数が増えているとの報道がなされており、国内における被害の拡大が懸念されていることから、旅館業の施設等におけるトコジラミ対策に関する周知徹底を要請した（令和5年12月22日付け生活衛生課事務連絡）。

なお、同日付けで、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、（一社）全国生活衛生同業組合中央会及び各生活衛生同業組合連合会、（公社）全国ビルメンテナンス協会及び（公社）日本ペストコントロール協会にも事務連絡を发出している。

② 都道府県等に対する要請

- 引き続き、旅館業の施設等におけるトコジラミ対策に関する周知徹底や、トコジラミの被害への対応に関する一般相談への対応をお願いするとともに、トコジラミの調査や防除に関しては、ペストコントロール業の事業者団体に相談するようご案内いただきたい。

18 墓地、納骨堂等の経営・管理について

(1) 従前の経緯

- 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）は、墓地、納骨堂等の管理が国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他の公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的としている（同法 1 条）。
- 墓地、納骨堂等には、永続性等の観点から、安定した適切な経営が求められることから、墓地、埋葬等に関する法律第 10 条に基づく許可等に関する技術的助言として、「墓地経営・管理の指針」（「墓地経営・管理の指針等について」（平成 12 年生衛発第 1764 号厚生省生活衛生局長通知）別添 1）が示されている。
- 昨年度、実質的に経営破綻した納骨堂があり、遺骨の引き取りにも支障が生じているという報道がされ、所管自治体が条例に基づき同納骨堂に対して立入検査を行ったところ、墓地、埋葬等に関する法律第 15 条第 1 項等により備えておく必要がある財産目録、貸借対照表、損益計算書等の財務書類が備えられていなかったという事案が発生したことを受け、「墓地、納骨堂等の経営・管理について」（令和 4 年 10 月 28 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）を発出した。
- 同事務連絡では、「墓地経営・管理の指針」に基づき適正な墓地、納骨堂等の経営・管理が行われるよう、指導監督の徹底を改めてお願いした。

(2) 都道府県等に対する要請

- 「墓地経営・管理の指針」の内容を十分勘案いただき、適正な墓地、納骨堂等の経営・管理が行われるよう、引き続き、指導監督の徹底をお願いする。

19 火葬場の経営・管理について

(1) 従前の経緯

- 火葬場は、国民生活にとって必要なものであり、公共的な施設であることから、火葬場の経営においては、持続性と非営利性が確保される必要があり、また、利用者を尊重した高い倫理性が求められるとともに、火葬場経営が利益追求の手段となり、利用者が犠牲になるようなことはあってはならないものである。
- そのため、火葬場の経営主体について、「原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これにより難しい事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ることとされてきたところである。これは墓地等の経営については、その持続性と非営利性が確保されなければならないという趣旨によるもの」とされ（昭和43年4月5日厚生省環境衛生局環境衛生課長通知）、さらに、「現に墓地等の経営主体が公益法人である場合であっても、いやしくも営利事業類似の経営を行うことなく、公益目的に則って適正な経営が行われるよう関係者に対して強く指導されたい」とされている（昭和46年5月14日厚生省環境衛生局環境衛生課長通知）。
- 昨年度、株式会社により経営されている火葬場（墓地、埋葬等に関する法律の制定前に設立されたもの）において、グループ企業が葬儀を執り行う、当該火葬場を葬儀業者のウェブサイトに掲載して宣伝することが禁じられる、火葬料金等が相次いで引き上げられるなどの報道があったことを受け、「火葬場の経営・管理について」（令和4年11月24日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）を発出した。
- 同事務連絡では、火葬場が国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく経営・管理されるよう、公衆衛生の確保のほか、持続性の確保、利用者の利益の保護、広域的な需給バランスの確保等の観点から、適正な火葬場の経営・管理について指導監督の徹底を改めてお願いした。

(2) 都道府県等に対する要請

- 引き続き、公衆衛生の確保のほか、火葬料金の設定を含め、総合的な観点から、適正な火葬場の経営・管理について指導監督の徹底をお願いする。

20 広域火葬体制の整備について

(1) 従前の経緯

- 広域的な火葬に関する計画（以下「広域火葬計画」という。）については、「広域火葬計画の策定について」（平成9年11月13日付け衛企第162号厚生省生活衛生局長通知。以下「平成9年通知」という。）において、各都道府県に対し、広域火葬計画を策定し、広域的な火葬体制を整備いただくよう、特段の御配慮をお願いしているところである。
- 平成26年7月には、関係省庁において、防災対策実行会議（座長：内閣官房長官）の了承を得た上で、「大規模災害時における御遺体の埋火葬等の実施のための基本的指針」を策定したところ、その中においても、都道府県における広域火葬計画の策定など広域的な火葬体制の整備のための地方公共団体の取組の促進を図ることとされている（「大規模災害時における御遺体の埋火葬等の実施のための基本的指針の策定について」（平成26年7月30日付け健衛発0730第1号厚生労働省健康局生活衛生課長通知））。
- その後、平成27年3月には、「広域火葬計画の策定の推進について」（平成27年3月6日付け健衛発0306第2号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）により、広域火葬計画が未策定であった都道府県に対してはその策定を、既に策定済みの都道府県に対しては必要事項が定められているかの点検をそれぞれ依頼していたところ、令和5年3月、全国47都道府県における広域火葬計画の策定が完了した。
- このような中、令和5年7月に策定された国土強靱化基本計画（令和5年7月29日閣議決定）においては、「大規模災害により多数の死亡者が発生して被災地の火葬能力を超え、多数の遺体の火葬が行われない場合、感染症まん延や医療機関の収容能力の圧迫につながるおそれ等があるため、全都道府県で策定された広域火葬計画について具体的・実効的な計画への進化を図る」とされたところ。

(2) 都道府県等に対する要請

- 上記各通知の趣旨を踏まえ、広域火葬計画の点検や広域火葬の訓練など、広域火葬計画についてより具体的・実効的な計画への進化を図るための取組をお願いする。

2 1 火葬等許可事務システムの標準化について

(1) 従前の経緯

- 令和5年3月、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）の一部改正により、火葬等許可事務が標準化対象事務に追加された。
- これを受け、令和5年8月に火葬等許可事務システム標準仕様書を策定・公表した。
- 火葬等許可事務を処理するためのシステム（以下「火葬等許可事務システム」という。）を導入している市区町村や同システムの開発ベンダーは、地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和5年9月8日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、令和7年度末までに、上記標準仕様書に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）へ移行することを目指し、所要の作業を進めていく必要がある。

(2) 都道府県等に対する要請

- 市区町村においては、標準準拠システムへの移行に向けた取組を引き続きお願いする。
- 都道府県においては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第9条第2項において地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずる努力義務が定められていることや、地方公共団体情報システム標準化基本方針において「国や管内市区町村との連絡調整や、助言、情報提供について、主体的かつ主導的な役割を果たすこととする」とされていることを踏まえ、都道府県内の関係部局の連携の下、各市区町村の取組を丁寧に把握するとともに、必要に応じて助言等をするなど、火葬等許可事務システムの標準化に向けた取組への御協力をお願いする。

2.2 デジタル化関係について

(1) デジタル原則への対応について

①従前の経緯

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、行政手続のキャッシュレス化の推進、デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し、国家資格等のデジタル化の推進等が示されている。
- 令和4年12月21日のデジタル臨時行政調査会（第6回）において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定・公表された。見直しの対象として、目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧・縦覧規制の7項目が取り上げられている。
- 令和5年5月30日のデジタル臨時行政調査会（第7回）において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制（通知・通達等）の見直しの方針」が決定・公表され、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に加え、通知・通達等に基づくアナログ規制の見直しの対象として、目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧・縦覧規制の7項目が取り上げられている。
- また、「行政手続のデジタル完結に向けた工程表の策定に関する対応について」（令和5年5月30日デジタル臨時行政調査会）及び「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」（令和5年12月20日デジタル庁）が決定・公表され、年間手続件数が1万件以上の申請等（申請・届出）と、これに対する処分通知等（処分通知・受付通知）を対象に、令和7年度までに申請から通知までのエンドツーエンドでのデジタル完結を目指すこととされた。
 - ※ 対象は、美容所開設の届出（美容師法（昭和32年法律第163号）第11条第1項）、埋葬、火葬又は改葬の許可の申請（墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）第1条、第2条及び第3条）、美容師免許の申請（美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）第1条）
- 建築物環境衛生管理においては、学識経験者や業界団体の関係者等で構成される検討会を開催し、デジタル技術を活用した定期検査・点検に関して検討を行っているところである。

②都道府県等に対する要請

- 今後、アナログ規制の見直しに向けた通知等の発出を予定しているため、

都道府県等におかれては、関連する事項の把握や対応の検討等、準備を行っていただくようお願いする。

(2) 国家資格等情報連携・活用システムの活用について

①従前の経緯

- 理容師、美容師、クリーニング師、建築物環境衛生管理技術者の国家資格に関する事務においてマイナンバーの利用を可能とすること等を内容とする「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号。以下「令和5年番号法等改正法」という。）が令和5年6月2日に成立し、同月9日に公布された。
- また、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）において、「クリーニング師の免許申請等に関する手続については、国家資格等情報連携・活用システムの活用を希望する都道府県において、令和7年度から、順次オンラインによる手続を可能とする。」とされている。

②都道府県等に対する要請

- 理容師、美容師、クリーニング師、建築物環境衛生管理技術者の国家資格について、令和5年番号法等改正法を踏まえ、令和7年度以降、国家資格等情報連携・活用システムの活用を予定している。今後、当課から情報提供を行っていくので、都道府県等におかれては、関連する事項の把握や対応の検討等、準備を行っていただくようお願いする。